

平成25年労第9号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aにおいてスキーインストラクターとして業務に従事していたところ、平成○年○月○日、スキー指導中に転倒し、右膝を負傷したことから、B市所在のC病院に受診し「右膝複合靱帯損傷」と診断され、加療した。

請求人は、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、療養補償給付及び休業補償給付については支給したものの、本件療養補償給付（移送費）については、支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだものである。

そこで、当審査会が審査官の上記却下決定の当否について審査したところ、審査官は、審査請求は労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。）第8条第1項に規定された請求期間を徒過し不適法なものであるとして、却下したことが認められる。

ところで、請求人は審査請求の請求期間を徒過した理由として、「平成○年○月○日より同年○月○日までの間、海外駐在していた。同年○月○日に監督署長

からの不支給決定の通知を未成年者の長女が受け取っていたが、請求人本人は内容を正確に把握できず保留していた。」と主張しているところであり、当審査会において請求人から提出された資料により請求人の主張する内容を確認したところ、事実であると認められる。そうすると、審査請求の請求期間は、平成〇年〇月〇日までであるが、上記事情に照らすと請求人がやむを得ない理由により審査請求をすることができなかった場合に当たると判断されることから、当審査会は、本件再審査請求を適法なもの認め、本件の審理をするものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、療養補償給付（移送費）を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人がB市に所在するC病院において、D医師の診察を受けることとなった理由として、同医師の指示であったとしているが、D医師は請求人の希望により受診したものであったとしている。また、請求人も公開審理において、同医師が前十字靱帯断裂に関して経験が豊富であり、その分野における権威であるため再起しやすいと考えたと述べている。
- (2) 移送費の取扱いについては、平成20年10月30日付け基発第10300001号に支給要件が示されているところであるが、それによれば、傷病労働者の住居地若しくは勤務地に隣接する市町村内の医療機関へ通院する場合には、住居地等と同一の市町村に当該傷病の診療に適した医療機関がないことが支給の要件になっているところ、本件においては、請求人の住居地であるE市には多数の労災指定医療機関が存在しているにもかかわらず、請求人の個人的な事

情によって、あえてC病院を受診したものと解さざるを得ず、その必要性は認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。